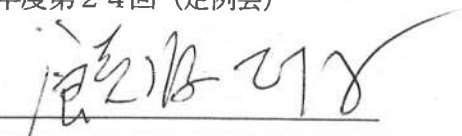



那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度第24回（定例会）

署名人

委員長

開催日時 平成26年3月26日（水）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時30分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、城間勝委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

議 事 日 程

（8, 9は非公開）

- 1 議案第54号 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について（生涯学習課）
- 2 議案第55号 那覇市社会教育委員会議規則の全部を改正する規則の制定について（生涯学習課）
- 3 議案第56号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について（総務課）
- 4 報 告 1 平成25年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について（総務課）
- 5 （当日追加） 議案第57号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について
(学校給食課)
- 6 報 告 2 「学校給食における食物アレルギー対応実施要綱」の制定等について（学校給食課）
- 7 報 告 5 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）
- 8 報 告 3 幼稚園教諭人事（採用）について（こども政策課）
- 9 報 告 4 平成25年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）の確定について（総務課）

出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長、宮内勇人副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、山内健副参事、上原曜一主幹、島袋久美子主査、田盛善宏主査、
當間千明主査

（生涯学習課）具志真孝課長、照屋満主幹、平良俊弥主事

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、大城義智副参事

（学校給食課）我那覇生男課長、諸見里真泉主査、宮平夏帆栄養士

【こどもみらい部】

（こども政策課）松元通彦副参事、惣慶敦子主幹

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長 　　ただいまから、平成25年度第24回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは、議案第54号「非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」のご説明をお願いいたします。

佐久川部長 　　提案理由説明

具志課長 　　資料説明

添石委員長 　　それでは、本件につきましてご意見、ご質問がございましたら、よろしく願います。

饒波委員 　　この議案、少し難しかったのですが、言葉の定義が難しく、規程と訓令の違いというのがよくわからなかったのですが、教えていただければと思います。

具志課長 　　訓令の意味については、「行政機関が内部的事務運営等について指揮命令を発する場合」訓令が適切だそうです。要するに、一部改正する場合の条文は、訓令が適切であるということです。但し、規程はタイトルとして変える必要はないということです。

饒波委員 　　内部から内部への命令というのは訓令であって、外部になると規程と。

具志課長 　　規程が外部へ影響を及ぼすかどうかわかりませんが、訓令は、行政機関内部の指揮命令を発する場合ということです。

城間教育長 　　もう一つの質問の内容は、こういうことだったのかなと思うのが、条例からそのレベルがありますよね。条例、規則、規程、この順番を訓令まで、もしおわかりの方がいたら。法令の上位レベルから。

具志課長 　　私の方からまず基本的なことについて、条例というものが上位で、条例の次に規則が位置づけられていますが、その他の規程や訓令等については、法規からアドバイス受けて、後ほど説明したいと思います。

添石委員長 　　饒波委員よろしいでしょうか。

饒波委員 　　はい。

添石委員長 　　他いかがでしょうか。それでは、特段ないようですので進行してよろしいでしょうか。それでは、議案第54号「非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 　　異議なし

添石委員長 　　それでは、本議案は原案どおり決定いたしました。それでは、引き続き議案第55号「那覇市社会教育委員会議規則の全部を改正する規則の制定について」の説明をお願いいたします。

佐久川部長 　　提案理由説明

具志課長 　　資料説明

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいたします。
 饒波委員 確認だけさせて下さい。まず1ページ目、これは改正後の規則でよろしいで
 すか、次の条例は、これは改正後の条例。
 具志課長 改正後です。
 饒波委員 この条例は昭和47年5月15日から施行すると書いてある。条例は26年
 4月1日から施行するとなつてはいますけれども。
 具志課長 この方は、26年4月1日からの施行です。
 饒波委員 付則がいっぱい付いているのは、その都度書いてある。
 具志課長 経緯がわかるように。
 饒波委員 わかりました。
 添石委員長 よろしいでしょうか。それでは、他に特段意見等ございませんので、議案第5
 5号「那覇市社会教育委員会議規則の全部を改正する規則の制定について」は、
 原案どおり決定してよろしいでしょうか。
 全 員 異議なし
 添石委員長 それでは、本議案は原案どおり決定いたしました。続きまして議案第56号
 「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」
 の説明をお願いいたします。
 佐久川部長 提案理由説明
 伊良皆課長 資料説明
 添石委員長 それでは、ご意見、ご質問お願いいたします。
 城間委員 いま課長から説明がありました社会教育主事、主任のところにも、主事のど
 ころにもと分けてあるけれども、何か意味が違うというか、何か一つにまとめな
 かった理由があるんですか。
 伊良皆課長 これはかなり過去に遡りますけれども、社会教育主事につきましては、これま
 でいわゆる主査級の考え方で発令している部分がございます。しかしながら、
 社会教育主事につきましては、いわゆる資格所持という観点から、そういった資
 格を所掌している職員については、積極的に活用していこうという観点で主任級、
 主査級の方にもそれぞれ社会教育主事の発令をしていこうという内容のものであ
 ります。
 城間委員 給与面でも違うんですね。例えば、若くてまだそのレベルに達してないか
 ら、初任者の社会教育主事でやってもらおうという考え方とか、給与が反映する
 わけですか。
 佐久川部長 資格を持っている専門的な要素もあるということも含めて、職員からすると、主
 事、それから主任というのも通常の給与形態で上がっていきますが、職名に関
 しては専門職を活かした職名を活用したいということを入れてあるということ

す。

城間委員

わかりました。

添石委員長

それでは、他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

城間委員

本筋から外れるかもしれませんが、社会教育主事というのが出ましたので、中核市になって那覇市独自で研修を持つことができるということ踏まえると、何度か言っているんですが、先生方の社会教育主事の資格取得というのは、これは促進するような形、特に管理職においては、学校教諭の開かれた学校とか、いろいろな立場から社会教育の知識、スキルを持っていた方がやりやすいんじゃないかなと、個人的に思っているのですが、そういう先生方への働きかけ、学校教育の立場から、県内で取れるということになりましたし、以前だったら、鹿児島ですよ。夏休みを利用して鹿児島で40日間ありました。いまは近くの事務所、総合庁舎。

城間教育長

あちらです。南部合同庁舎。

城間委員

そういうことを考えると、半強制的にでも先生方にとってもらえるような仕組み、促進というのは、いまやっているのか、今後やろうと思っているのか、考え方なりを聞かせて下さい。

城間教育長

校長会で発言をしたことがあるものですから、まさにそのとおりで、私自身も社会教育の重要性はよくわかっていて、わかっているというよりも心に留めているので、沖縄県で先程のセンターの方でできるということを知って、教育委員会のメンバーに2～3年前、声をかけたら二人ほど受講して、忙しくなったら、また取れるときに受講すれば、全体30何時間、どれぐらいの時間でしたか、これを取るときですね。今回、職員が生涯学習課、二人ほど社会教育主事の資格を取りました。学校にもいま城間委員がおっしゃったように、学校長にぜひとも社会教育の目で学校全体をみるというのはとっても大事なことなので、この機会をぜひ受けたいという職員がいれば、あるいは受けるようにという声掛けをお願いしますというのを昨年でしたかね、校長会で発言した覚えがありますので、積極的に毎年毎年その時期になると声を掛けていけるようになったら嬉しいなと思うので、そうしていきたいと思います。

添石委員長

よろしいでしょうか。他いかがですか。よろしいですか。それでは、特にないようですので、進行いたします。それでは、議案第56号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、本議案は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告1「平成25年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の説明をお願い

いたします。

佐久川部長
伊良皆課長
田盛主査
添石委員長
城間委員

報告理由説明

資料説明

資料説明

それでは、ご意見、ご質問よろしくお願ひします。

3年、4年間みてきまして、特に問題もないと思うのですが、できたら要望ということで、先程説明がありましたように未達成のところの備考欄に説明書きがありますよね。担当者が、未達成のところをこうでありましたという説明があったのはわかるけれども、例えば結果みたいなものをこの欄の中に設けて、こういうことでしたという表記の仕方は無理なのかどうか。12ページの「子どもフェスタinなは」の備考欄は、これ備考といっても結果ですよ。結果と、これからの方針というか、そういう書き方をすべての欄にできるかできないか。説明を聞けばわかると思うのですが、最初からこれが書かれていると、読み手の方、見る方も簡単にわかりやすいのではないかなということで、可能でありましたらお願いしますという要望です。

伊良皆課長

ただいまご要望のありましたとおり、この部分につきましてはホームページでも公表を予定していく予定でございます。その辺で城間委員からお話がありましたように、わかりやすいような形で次年度以降、12ページの最後の「子どもフェスタinなは」の備考のような形の部分でできるだけ掲載するという形で検討してみたいと思っております。

添石委員長
饒波委員

よろしいでしょうか。他に。

城間委員の4年に対して、1年目の私、今回初めてこれを言うわけですが、まずPDCAサイクルによるマネジメントシステム、こういうシステムが絶対必要だというふうに感じます。マネジメントの評価をするプロジェクトチームみたいなものが教育委員会内にあつてそれで機能していくわけでしょうか。内情がわからないので。

伊良皆課長

この分につきましては、教育長、両部長、副部長を含めた中で、いわゆる局議構成メンバーで、それぞれの部分について内容の確認を行つて、最終的に委員会への報告という形を取っております。

饒波委員

4月当初に今年度の検討項目の報告をあげるとありますが、例えばいま3月なので、4月の教育委員会会議で今年度はこれこれの評価をしますというお話が伺えることになるのでしょうか。

伊良皆課長

現在、このマネジメントシステムの分につきましては、新年度4月に入りましてから、各課の内容等々を報告していただくこととなりますので、4月は少し厳しいかもしれませんが、6月、早い時期で年間のマネジメントにつきましては、

教育委員会会議の方に報告できるようにしたいと考えております。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

他いかがでしょうか。

喜久里委員

8ページの「地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進」ですが、これはここ2年程伺っていても、なかなか手を挙げてくれる学校と連携が難しく、困難なような気がするのですが、4校から5校ということで次年度も設置はそのままなのでしょうか。それとも違う方向で何か推進を図るということでしょうか。教えて下さい。併せて「子どもフェスタinなは」の方ですが、どういう団体に声かけているか教えて下さい。

添石委員長

それでは、2件質問ございましたので、よろしくお願いします。

宮内副部長

地域学校連携施設の運営方法につきまして、実際問題としては、いわゆるいつ誰が借りるという、予約の確認、あと鍵の受け渡し、そういったものが大きな理由になるのですが、その辺は、いまPTAの方でやっている学校があったりPTCAで行っている学校があったり、また教頭先生等が行っていらっしゃる学校があったり様々でございます。学校にあまり負担にならないような形で自主的な運営ができないものかというようなことを念頭に入れながら、様々などといった形が一番いいんだろうというのは研究、協議してきたところではありますが、まだその辺のこういう形がいいだろうなというものは、まだ決まってないところがあります。そういう意味では、もう少しその辺のあり方、どういうのがいいのか、また、これを統一しなければいけないのかどうかを含めて議論した方がいいのではないかというようなことで、いまこういう状況になっているというふうに考えています。以前は、さいたま市の調査もしました。2校から10校に増やしてというのがあったのですが、これは市の退職した職員を置いて、そういったものをさせていると。ただ夜間はないというようなことでございました。京都市の方は各学校、その地域の方に報償費みたいなものを払って、それで鍵の受け渡しとか、そういったものをやるというような情報もあり、3年ほど前、京都市の方に職員を派遣しようとしたんですが、京都市の方からちょうどいま忙しいということで、お断りされた経緯がございました。そういったこともあって、もう少しその辺は調べて協議し、那覇市にあった形はどういうのがいいのか、研究する必要があるのではないかとということでもあります。

伊良皆課長

2点目の「子どもフェスタinなは」への参加団体でございますけれども、これは手元に資料がございませんけれども、基本的に放課後子ども教室で活動している団体が主になっている状況でございます。この分につきましては、去る「なは教育の日」の期間に合わせた形で行われておりますので、そのパンフレットはあとでまた青少年育成課の方からご提供したいと思っております。

喜久里委員 最初の質問、那覇市らしい地域学校運営連携施設のあり方というのを探るのは、本当に大変な知恵と努力がいると思いますが、地域が要と言われている時代ですので頑張って続けていただきたいと思います。

添石委員長 関連して私から再度この地域連携室の運営委員会というのが想定している構成メンバーとか、あと予算の措置というのは、どういう前提でいまこの推進を進めているのか、教えていただけますか。

宮内副部長 いまのところ、予算というのは特段ございません。ただ物品、教室を使うためのトイレトペーパーであるとか、様々な物品等については生涯学習課で予算化して届けるという状況等がございます。運営するための報償費であるとか、そういったものはまだございません。ただ、利用者と学校の方々とか、地域の方々とかというような形で運営というのは、ある程度、想定はできるんですけども、月一回集まって運営をどうしようかという、いろんな利用の形態を議論する、どういう議論のされ方がいいんだろうかという、そういったものは作れると思うのですが、先程申し上げた日常の鍵の受け渡し、日常の予約の仕方、誰が受けて誰がするとかというようなことがございますので、そこまで含めると、もっと深い議論をしないといけないのではないかとということになっておりまして、予算についてはそれに伴ってまた変わってくるだろうと。ただ1校、銘苅小学校の方は自主運営という形で行っております。

佐久川部長 地域学校連携施設の活用につきましては、本来、総合的な学校開放の1つの施策の中で展開しようということで、学校の方にも地域学校連携施設を整備していくということでスタートしているんですが、その中でやはり施設の貸し借りだけではなくて、もっと学校に還元できるんじゃないか、地域の方からも学校に目配り、気配りができるような、ソフト面でも学校に還元できる、地域に還元できるというのが総合的な学校開放の中では必要ではないかということでスタートはしているんですが、現実のところ未達成という状況が出ているのは、貸し借りをしている、活用している人たちの組織をまず作らそうという段階でいまストップしているんです。そこに予算もついていないというのも実際には課題があります。実際、学校の方では、体育施設の開放も既に運営委員会を開いて、そこで予算措置もされていて、管理指導員がついてやっていますから、その辺のうまい絡みも必要だろうということですずっと議論はされているんですが、できれば、こちらの方で調査研究する中で、やはり学校開放の中でより良い、できれば予算措置ができるような体制が取れば、もっと学校、あるいは地域に還元できるのではないかなということで、いま組織づくりをうんと働きかけるんですが、なかなかその辺のものが各学校は全部状況が違うものですから、なかなか相乗りできないという状況がございます。

添石委員長 わかりました。それでは、よろしいでしょうか。他に質問等はないようなので、進行してまいりたいと思います。それでは、報告1「平成25年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」は、終了いたします。続きまして本日、追加資料でお手元に配られたと思います。議案第57号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」のご説明をお願いいたします。

喜瀬部長 提案理由説明

我那覇課長 資料説明

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

我那覇課長 ちなみに補足説明させていただきます。久茂地小学校と前島小学校の統合に伴って、那覇小学校になりますけれども、那覇小学校には従前から前島小学校の給食施設がございますので、那覇小学校には、その給食施設を使って給食が提供されることになっております。以上です。

添石委員長 よろしいでしょうか。それでは、特に質問ございませんので、議案第57号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 本件は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告2「学校給食における食物アレルギー対応実施要綱の制定等について」の説明をお願いいたします。

喜瀬部長 報告理由説明

我那覇課長 資料説明

添石委員長 それでは、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

城間委員 ものすごい内容のものを作ってくれて、学校現場は安心して給食の指導ができると思うのですが、20ページのところに、校長はアレルギー対応の献立が配膳室から児童、生徒の手元に配膳される過程で配膳ミス、誤食が起こらないように対策の周知徹底を図るということ、まさにそのとおりだと思うんですが、給食室から子どもの口に入るまで点検箇所というか、これは学校に任せると。どういう仕組みになっているのかというのは、この文言を読んで学校が独自に作っていくということなのか。

我那覇課長 資料24ページの方をご覧ください。これは校内研修での事例ということで、学校給食での誤配等の事故を防ぐ訓練ということで1時間の中で栄養教諭、給食主任が中心になって、このような形で校内研修、訓練をしていただければということで掲載をしております。その中で、給食室から教室に届くまでの流れ、又は食物アレルギー対応食のための食札の確認、受け取りチェック表、そういったのを様式で定めていますので、この辺りを参考にして実施していただきたいというふうに考えています。

添石委員長
城間委員
添石委員長
饒波委員

よろしいでしょうか。

はい。

他いかがでしょうか。

これを見て、大変最新の情報、エピペンの話、使い方まで書いてありまして、アレルギーの場合は、アレルギーがわかっている子どもに対しての対応と、あとここで新しく発症する人もいるので、それに対しての症状と、あと処置の仕方も書いていまして、なかなか大したものだなと思って感心して読んでおりました。エピペンに関しては各学校にあるところとないところがあると言う感じでしょうか。注射です。医療従事者でなくても使えるような注射です。

我那覇課長

エピペンにつきましては、医者の方により児童生徒でも打てるということになっていますので、学校で独自に保管するというわけにはいかない。

饒波委員

それとこちらの学校で仕入れた情報を転校した次の学校に申し送りがあるとか、中学校に申し送りがあるというのは、大変いい措置だなと思いますけれども、ここだけで終わらせないで子どもたちどんどん移っていきますから、それと入口なんですけど、アレルギーをもっている児童の把握をして、いろいろな申請書を出して、保護者の面接を行って、その後に検討委員会で対応して、決定したアレルギー対応を教育委員会に報告するという、それから対応ということなんですよね。動き始めるのは、おそらく就学前じゃなくて、就学してから保護者からの申請があってから動き初めて実際、給食に処置された食事が出るのに、どのぐらいの時間を想定しているかなと思ひまして。

我那覇課長

流れとしましては、入学前の新入学生に関しては入学前の就学時健康診断の際に、食物アレルギーを持っているか持っていないかのアンケートを取ります。この学校に入ってくる子どもたちに食物アレルギーの状況を確認すると、その中から食物アレルギーの対応をしていただきたいという保護者からの申し出もありますので、それを受付するのが入学時、4月から5月にかけてアレルギー対応委員会の中で決定をして、5月からスタートできるかと考えております。

喜久里委員

すごく頑張って作られているなど感心しておりますが、場合によってはお弁当対応とか、給食費の取り方も違うというふうにお見受けしますが、その点もう少し詳しく教えて下さい。

官平栄養士

弁当対応についてですが、一部弁当というのは、その日の献立のうちで1品だけ食べられないものがある場合、そのおかずなり、主食なりを家から持ってくるものを一部弁当と言います。完全弁当という場合は、その一食すべてが食べられない場合、学校給食によって除去食や代替食を提供している場合でも、その日の献立の内容によってはアレルギーの原因となる食物が他の献立に混入してしまう可能性がある場合は、その危険性を回避するために、すべての一食分を家から

持ってくる場合を完全弁当ということで、その二つに分けております。もう1点目の受取チェック表の方ですが、こちらは普通の献立というのが給食で提供されるものですから、こちらに対応して、お弁当をちゃんと持ってきているかどうか担任のチェックが必要かなということで受取チェック表を作っています。給食でアレルギー対応食を提供される場合は、担任と栄養士がこの受取チェック表を確認して、この献立の日には、この代替食が出ますよということで、この一覧を作っておりますので、これがちゃんと児童生徒の方に届いているかをチェックしますが、お弁当持参の場合、保護者が持ってこない日にちゃんと保護者が持たせているかチェックして、間違っただアレルギーの原因となるものが入った給食を食べないようにするためにチェック表を作っております。

喜久里委員

少しでも食べたら具合が悪くなる方もいるぐらいなので、細心の注意が必要と思います。現場の方は大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

添石委員長

私から1点、本当に大変素晴らしいマニュアルを作っていらっしゃいますが、この膨大なマニュアルを現場で全体に落とし込むために、どういう工夫をしているのかなというのがありまして、強制的な何か研修とか読み通しというのは専門の方が各学校に行って、そういった指導があるのでしょうか。

我那覇課長

まず、校長会を通して、この手引きを活用していただきたいというようなことの周知を図ります。それから栄養士を対象に、この手引きの読み合わせを考えています。研修会、あと主任調理員、学校現場にいる主任調理員の連絡会を通して、この手引きの内容について周知を図っていくということを今回予定しています。

添石委員長

わかりました。他になければ進行してよろしいでしょうか。それでは、報告2「学校給食における食物アレルギー対応実施要綱」の制定等については、終了いたします。それでは、報告5「教育長が臨時代理したことについて」の説明をお願いいたします。

喜瀬部長

報告理由説明

小林課長

資料説明

添石委員長

それでは、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

城間委員

この先生、遅れた理由何かあるのですか。

城間教育長

教科、臨任とのバランス等々、そういったので、多少の異動でここにあげたというふうに、ご理解いただきたいと思います。

添石委員長

よろしいでしょうか。他ございますか。それでは、他にご意見ございませんので、報告5「教育長が臨時代理したことについて」は、承認してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、本件は承認されました。続きまして、2件の報告案件につきまして

は、会議を非公開とするのが適当と思われるので、1件ずつ確認したいと思います。まず、報告3「幼稚園教諭人事（採用）について」は、人事に関する案件のため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議は非公開で行いますが、この会議の会議録については、4月1日の辞令発令後に公開することといたしたいと思いますが、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開にしてよろしいでしょうか。

全 員
添石委員長

異議なし

それでは、議決により非公開といたします。続きまして、報告4「平成25年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）の確定について」は、予算編成過程、予算要求の数値があるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員
添石委員長

異議なし

それでは、議決により非公開といたしますので、関係者以外は退席をお願いいたします。それでは、早速、議題の方に入ってまいります。まずは、報告3「幼稚園教諭人事（採用）について」の説明をお願いいたします。

松元副参事
添石委員長
喜久里委員

報告理由・資料説明

それでは、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。

何回か会議に欠席したものですから確認したいのですが、8名の採用で今回4名の幼稚園教諭の名前が載っているんですが、残りの4名、保育士の方の氏名というのはまだ。

松元副参事

これは市長事務部局の所管という形で、決定はしておりますが、こちらで報告の方は用意しておりません。教育委員会の所管するところで、幼稚園教諭の報告となります。

喜久里委員
饒波委員

わかりました。

男子と女子で倍率が少し違ってくるんですけど、男性を取ろうとするような傾向とか、方針というのはあるんでしょうか。

松元副参事

特に男性が有利に働くような操作というのは特に行ってございません。あとは、また最終的には面接とかで、意欲とか、そういうのを加味したところで、こういう結果になっていると思われます。

添石委員長
全 員
添石委員長

それでは、他になければ進行してまいります。よろしいですか。

異議なし

それでは、報告3「幼稚園教諭人事（採用）について」は、終了いたします。本日、最後の議案になります。報告4「平成25年度那覇市一般会計補正予算

(2月補正)の確定について」の説明をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長

非公開を解きます。以上をもちまして、平成25年度第24回教育委員会会議
定例会を終了いたします。